

独立行政法人家畜改良センター令和8年度計画

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 全国的な改良の推進

(1) 種畜・種きんの改良

ア 乳用牛

ホルスタイン種について、一塩基多型（SNP）情報を活用し、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）が有する多様な育種素材と国内外から導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標（令和7年4月11日農林水産省策定）の育種価目標数値（泌乳形質：乳量62.5kg/年、乳脂肪5.0kg/年、無脂乳固形分7.0kg/年、乳蛋白質3.3kg/年）以上の遺伝的能力を有する候補種雄牛や長命連産性（繁殖性、耐久性、疾病抵抗性）、暑熱耐性等に特長を持つ候補種雄牛（ヤングサイア候補）を、概ね20頭作出する。

イ 肉用牛

黒毛和種について、脂肪酸組成の遺伝的能力評価を牛群整備に活用する。飼料利用性の遺伝的能力評価手法の検証を行う。

また、4系統群（兵庫、鳥取、岡山、広島）・希少系統に配慮しつつ、センターが有する多様な育種素材と新たに導入する多様な育種素材を用い、家畜改良増殖目標の育種価目標数値（日齢枝肉重量の育種価を1年当たり5.2g増加、脂肪交雑は現在の改良量を維持）以上に相当する遺伝的能力を有する増体性に特長を持つ候補種雄牛や、脂肪の質、遺伝的多様性等に特長を持つ候補種雄牛を、概ね20頭作出する。

このほか、褐毛和種について、多様な育種素材の導入を行うなど遺伝的多様性の確保に配慮しつつ、候補種雄牛を1頭以上作出する。

ウ 豚

豚について、センターが有する育種素材の肉質や体型の維持・改良とともに、各品種について次の取組を行う。

ランドレース及び大ヨークシャー種については、繁殖性を特に重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1腹当たり育成頭数が現状より概ね0.5頭増加（令和12年度）に相当する生存産子数の推定育種価が0.55頭以上向上する優良な種豚群作出に向けて遺伝的能力評価結果に基づく選抜・交配を行う。

デュロック種については、増体性を重視した改良に取り組むこととし、家畜改良増殖目標に即して、1日当たり増体量が概ね1,110g（令和12年度）となる優良な種豚群作出に向けた選抜・交配を行う。

エ 鶏

国産鶏種について、産卵率の推定育種価が概ね2%以上向上する種

鶏群を1系統、4週齢時の体重の推定育種価が概ね20g以上向上する種鶏群を1系統、作出に向けて遺伝的能力評価結果に基づく選抜・交配を行う。また、優れた育種素材の導入について検討を行う。

オ 重種馬

ブルトン種等の純粋種について、けん引能力を特に重視した改良に取り組むこととし、けん引能力に関連のある馬格に優れた種雄馬を、概ね6頭作出する。また、多様な育種素材の導入や供給について検討を行う。

カ めん羊・山羊等

現有のめん羊（サフォーク種）及び山羊（日本ザーネン種）を育種素材の提供のため維持する。また、現有している肉用牛（日本短角種）、鶏の軍鶏等の希少な品種や系統を維持する。

(2) 遺伝的能力評価の実施

乳用牛（ホルスタイン種及びジャージー種）の泌乳形質等の必要なデータを活用し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果をホームページへの掲載等により17回以上公表・提供する。また、DNA情報を活用した評価（ゲノミック評価）の速報値の提供も行う。

肉用牛（黒毛和種、褐毛和種（高知系・熊本系）及び日本短角種）の産肉形質等の必要なデータを活用し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果をホームページ掲載等により5回以上公表・提供する。

豚（バークシャー種、ランドレース種、大ヨークシャー種及びデュロック種）の産肉形質等のデータを活用し、必要に応じて評価手法の改善を行いつつ遺伝的能力評価を行い、その結果をホームページ掲載等により8回以上公表・提供する。

加えて、乳用牛については、乳量や乳成分などの主要な形質の遺伝的能力の推移・地域差や課題に対応した情報の分析に取り組み、結果をセンターのホームページへの掲載等により1回以上公表・提供を行う。

肉用牛については、日齢枝肉重量や脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移・地域差や課題に対応した情報の分析に取り組み、結果をセンターのホームページ掲載等により1回以上情報提供する。

豚については、繁殖性などの主要な形質の遺伝的能力の推移・季節差や課題に対応した情報の分析に取り組み、結果をセンターのホームページ掲載等により1回以上情報提供する。

2 飼養管理の改善等への取組

(1) 持続可能性に配慮した飼養管理の普及

ア 乳用牛や肉用牛における省力的な飼養管理技術等の実践・実証

省力化に資する機器等や生産効率を高める手法等を用いた飼養管理の実践・実証を行い、飼養管理のデータを収集・蓄積するとともに、省力管理等に資するノウハウに関する情報提供を1回以上行う。

イ 鶏の喧噪性の低減や始原生殖細胞（以下「PGCs」という。）の保存技術等に係る情報提供

鶏の喧噪性等を低減するため、飼養管理データ等を収集するなど調査を行い、改良手法等について検討するほか、PGCsを用いた遺伝資源の復元技術も含めた保存等技術の習得や凍結精液作製等技術の普及に向けて取り組むとともに、これらに関する情報提供を1回以上行う。

ウ 飼養管理技術の指導及び情報提供

農場HACCP等に基づいた飼養衛生管理の向上に取り組むとともに、持続可能な畜産物生産活動に資するため、生産現場における食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術、持続的な畜産物生産の推進に係るノウハウ等の技術指導及び情報提供を1回以上実施する。

(2) 家畜衛生管理の改善

国内の家畜・家畜飼養農場における衛生管理の改善に寄与するため、野生動物からの家畜伝染性疾病の感染防止対策も含めたセンターにおける防疫強化及び家畜衛生管理に資するノウハウについて、講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を概ね30回以上行う。

また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う調査研究への協力等の依頼があった場合、防疫面を考慮の上、通常業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

3 飼料作物種苗の増殖・検査

(1) 飼料作物種苗の増殖・検査

ア 国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）認定検査所としての技術水準の確保

種苗の検査に係る内部監査等の品質管理活動を実施するなどにより、ISTA技能試験の総合評価において良技能（Good performance：B）以上の評価を得て、本中期目標期間を通じてISTA検査所としての認定ステータスを確保する。

イ 飼料作物種苗の適正な在庫の確保

関係団体等との意見・情報交換を踏まえ、供給すべき飼料作物の種苗の量を予測し、その補填に必要十分な量の種苗が生産されるような作付計画を策定・実施することにより、年度末の時点で、OECD種子品種証明制度の要件に合致した種苗の在庫を、30トン±25%の範囲で適正に確保する。

ウ 委託に応じた適切な種苗の増殖

民間事業者から委託を受けて行う飼料作物の種苗の増殖については、高度な知識・技術を活用して、委託を受けた生産見込み数量以上かつ、夾雑物等の混合がほぼないなどのOECD種子品種証明制度等の要件に合致した種苗を生産し、委託元に供給する。

(2) 飼料作物の優良品種の普及支援

地域に適した飼料作物優良品種の育成・普及を図るため、関係機関等と連携しつつ、草地管理技術や飼料生産技術等に関する講習会の開催、講師の派遣、ホームページ掲載による情報提供等を概ね9回行うとともに、畜産農家等の生産者へ飼料作物種苗の販売を行う民間種苗会社等に対する種子の検査精度向上のための発芽率や純度分析に関する技術指導に取り組む。

また、精密データの測定手法等の高度な技術や豊富な種苗生産基盤の活用により、地域適応性等に関する検定試験等を実施し、都道府県等との連携による優良品種に係るデータベースを更新・提供するとともに、20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行う。

さらに、センターで行う粗飼料生産については、優良品種を用い、肥培管理等を適切に行うこと等により、自給飼料に立脚した土地利用型畜産に適応した優良種畜の改良業務を支えるとともに、災害等からの復興の支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上でさらなる生産に取り組む。

4 調査・研究及び講習・指導

(1) 有用形質関連遺伝子等の解析

ア 家畜・家きんの有用形質関連遺伝子等の解析

乳用牛：

- ・ホルスタイン種における長命連産性について解析サンプルを収集し、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

肉用牛：

- ・黒毛和種における肉質に関するデータを有するサンプルを収集し、そのコザシなどの脂肪形状等について、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

- ・黒毛和種における飼料利用性に関するデータを有するサンプルを収集し、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

豚：

- ・デュロック種における肉質に関するデータを有するサンプルを収集し、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

- ・ランドレース種と大ヨークシャー種における繁殖性に関するデータを有するサンプルを収集し、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

鶏：

- ・肉用鶏におけるむね肉の理化学分析値を有するサンプルを収集し、遺伝子情報との関連性を調査・解析する。

イ 牛の育種改良に資する受精卵評価手法等の開発及び実用化

育種牧場で生産される牛体外受精胚からの割球サンプル採取とゲノム育種価推定、残る割球からの胚生産と移植を行い、技術手順を整理するとともに、種畜牛生産の可能性について試行する。

子牛生産の効率向上を図るため、割球分離胚の超低温保存法、受胎性及び遺伝子型検査について検討する。

(2) 食肉の食味に関する客観的評価手法の開発

食肉の食味に影響を及ぼす脂肪酸等の成分、和牛肉におけるコザシなどの脂肪形状等について、理化学分析及び官能評価を実施し、それらの成分等の影響力を調査・解析する。

(3) 豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上

豚と体からの受精卵採取方法の最適化を図るため、と畜後の経過時間やその環境が胚の生存性に及ぼす影響について調査する。豚と体由来卵巣卵子からの胚生産方法の検討として、と畜から卵子の培養開始までの所要時間が卵子に及ぼす影響を調査する。

牛の早期不受胎検知の検討として、黄体血流量や着床前胚由来因子の生体指標について探索を試みる。

(4) 知財マネジメントの強化

「知的財産に関する基本方針」に基づき、センターが取り組む調査・研究において得られた成果を活用する見込みがある事業者等へ積極的に情報提供する。

(5) 講習・指導及び広報

ア 中央畜産技術研修会の開催

農林水産省が策定した中央畜産技術研修計画に基づき中央畜産技術研修会を開催する。なお、研修内容に関するアンケート調査を実施し、農林水産省と連携して、行政課題の解決に向けた研修内容の充実に努めるとともに、研修環境に配慮して講義の実施方法を工夫するなどにより研修内容の充実に図り、研修受講者の満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上となるよう取り組む。

イ 個別研修・海外技術協力の研修等の実施

都道府県・団体等からの依頼に基づく個別研修・海外技術協力の研修等を実施する。なお、研修等の内容については、普及・定着が望まれる畜産技術など依頼元からの要請に基づき対応するものとし、これら研修等の実施に当たっては、研修内容の充実に努めるとともに、研修環境に配慮して実施方法やカリキュラムを工夫することなどにより研修内容の充実に図り、研修受講者の満足度については概ね80%以上、理解度については概ね80%以上あるいは受講前から相当程度向上となるよう取り組む。

ウ 家畜人工授精に関する講習会等の実施

家畜人工授精師免許（馬・めん羊・山羊）の取得等に関する講習会及び関連する講習会を概ね1回以上実施する。受講者の習得状況に応じて内容を工夫するなどにより、理解度の向上に努め、理解度や満足度が80%以上となるよう取り組む。

エ 戦略的な広報

講習・指導を含むセンターの取組について、安定的な広報が実施できるよう、進捗管理を含めた内部横断的な連絡体制を検討する。あわせて、行政や関係機関と連携しつつ、全国規模の催事等への準備を含めた出展対応など、センターで得られた知見や技術の社会実装に資する取組を適切に情報発信する。

5 家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）等に基づく事務

(1) 家畜改良増殖法に基づく事務

種畜の交配に伴う疾病のまん延防止及び優良な種畜の利用による我が国の家畜の改良増殖を効果的に推進するため、都道府県等と連携しつつ、所有する技術・人材等を活用して種畜検査を実施する。このため、デジタル技術を活用した受検（デジタル受検）の推進に取り組むとともに種畜検査員を 100 名以上確保することとし、種畜検査員の確保のための職員に対する講習を 1 回以上実施するとともに、種畜検査員からの照会に本所改良部が速やかに対応することなどにより、種畜検査を的確に実施する。

また、家畜改良増殖法第 35 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去が的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね 20 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を 1 回以上実施する。あわせて、家畜遺伝資源の流通適正化に係る事務について、農林水産省からの依頼に応える体制を整備するため、精液や記録等の管理に関する技術、経験、知見等の向上を図るための職員に対する講習を 1 回以上実施する。

(2) 種苗法（平成 10 年法律第 83 号）に基づく指定種苗の集取及び検査並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号、以下「カルタヘナ法」という。）に基づく立入検査

種苗法第 63 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、指定種苗の集取及び検査を的確に実施できるよう、指定種苗の集取及び検査に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。

また、カルタヘナ法第 32 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施できるよう、立入検査等の実施に必要な能力等を有する職員を概ね 10 名確保するとともに、検査員の確保のための職員に対する講習を毎年度、1 回以上実施する。

6 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号、以下「牛トレーサビリティ法」という。）に基づく事務

(1) 牛トレーサビリティ法に基づく委理事務の実施

牛個体識別台帳の作成・記録・公表、牛個体識別台帳の正確な記録の確保や、個体識別番号の決定・管理者への通知等に不可欠な耳標の管理等を的確に実施する。

また、国内における口蹄疫等の家畜伝染性疾病の発生時等において、農林水産省からの緊急検索依頼等に対し速やかに必要な情報の抽出・提供を行うため、検索要員を確保するとともに、机上演習を行うなど、緊急検索体制を維持する。

(2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

牛個体識別システムの利用者の利便性等の向上を図るため、これまでのユーザー対応等により蓄積された要望や意見等を含め、システム開発改修のための調査実施及び結果を踏まえた検討に基づき、開発改修が完了したシステムをリリースするとともに、引き続きシステム開発改修に取り組む。情報セキュリティ対策については、新たな脅威への対応のほか、これまで強化してきた対策について継続的に取り組む。

(3) 牛個体識別に関するデータの活用

牛個体識別台帳に蓄積されたデータについて、行政施策や各種制度、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報管理を適正に実施しつつ、国・都道府県・関係団体や牛の管理者等利用者の要望に応じた情報提供を行い、データの有効活用を進める。

7 センターの人材・資源を活用した支援・援助

(1) 外部からの要請に応じた支援・援助

国内において、高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染性疾病や自然災害が発生し、農林水産省又は都道府県等から防疫対応作業等への人員派遣や家畜等の資源を活用した支援等の要請があった場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

併せて、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制を維持する。

なお、家畜改良増殖や飼養管理の改善等に資するような、家畜等の育種資源の保管・調査・検査等の計画的な実施に関する援助・協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

このほか、都道府県等による豚の家畜人工授精師講習会の開催も含め、都道府県、大学、畜産関係団体等からその活動のためにセンターの人材や飼養する家畜やほ場等の協力・提供の要請を受けた場合にも、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。

(2) 災害等からの復興の支援

自然災害や家畜伝染性疾病により影響を受けた地域における畜産業の復興を支援するため、農林水産省又は都道府県等から、種畜や粗飼料等

の供給に関する支援について要請を受けた場合には、業務に支障のない範囲で、積極的に対応する。

なお、センターで行う優良品種を活用した粗飼料生産については、必要に応じて自然災害への支援に対応するため、センターの通常業務に伴う需要を確保した上で、年度繰越量の調整等による適正な在庫管理を適切に行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の削減

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については年度平均で対前年度比3%以上の抑制、業務経費（公租公課、出荷手数料等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については年度平均で対前年度比1%以上の抑制に取り組む。

2 調達合理化

公正かつ透明な調達手続による適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定し、この計画に基づき、重点的に取り組む分野や、調達に関するガバナンスの徹底について、着実に実施する。

また、随意契約について、競争性のない随意契約を行う場合は、契約審査委員会を開催し、随意契約によることができる事由により真に随意契約であるかどうかの判断を行い、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を推進する。

さらに、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約の検証や、一般競争等について真に競争性が確保されているのかの点検・見直しを行い、その結果を公表するとともに、「調達等合理化計画」に反映させ、更なる合理化を推進する。

3 業務運営の改善

業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時には、業務と情報システムの関係を整理し、整備を計画的に行うとともに、手続きの簡素化、業務処理の迅速化など業務の見直しを行う。また、ネット会議システム等を活用し、本所及び牧（支）場間の業務の効率化を図る。

なお、情報システムの整備及び管理については、情報システムを統括的にマネジメントするPMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）体制のもと、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、主務省等と連携の上、人材の育成・確保について検討する。

また、ネットワークシステムのクラウド化の整備を行う等、より効率的な業務体制の整備を図るなどデジタル化を推進するための具体化に向けた検討を進める。

4 役職員の給与水準等

役職員の給与については、役員の業績や職員の勤務成績を考慮するとともに、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬、民間企業の従業員の給与等及び法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した支給基準を定め、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与支給に当たっての基準、給与水準（ラスパイレス指数等）等を公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区別	全国的な改良の推進	飼養管理の改善等への取組	飼料作物種苗の増殖・検査等	調査・研究及び講習・指導	家畜改良増殖法等に基づく事務	生トレーサビリティ法に基づく事務	センターの人材・資源を活用した支援・援助	計	法人共通	合計
収入										
前年度からの繰越金	2,092	0	0	0	0	0	0	2,092	0	2,092
運営費交付金	5,170	377	521	491	116	238	0	6,913	1,080	7,994
補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託収入	51	1	7	77	0	25	0	162	0	162
諸収入	900	19	7	6	0	0	0	932	7	939
農畜産物売払代	897	18	7	6	0	0	0	928	0	928
その他の収入	3	1	0	0	0	0	0	4	7	11
計	8,213	397	535	574	116	264	0	10,099	1,087	11,186
支出										
業務経費	1,724	101	83	167	95	91	0	2,263	0	2,263
うち 家畜改良関係経費	1,724	101	0	136	0	0	0	1,962	0	1,962
種畜検査関係経費	0	0	0	0	74	0	0	74	0	74
飼料作物種苗関係経費	0	0	83	0	21	0	0	104	0	104
技術の普及指導関係経費	0	0	0	31	0	0	0	31	0	31
家畜個体識別関係経費	0	0	0	0	0	91	0	91	0	91
補助金等事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設整備費	2,092	0	0	0	0	0	0	2,092	0	2,092
受託経費	51	1	7	77	0	25	0	162	0	162
一般管理費	0	0	0	0	0	0	0	0	291	291
人件費	4,038	292	445	367	111	175	0	5,428	951	6,379
計	7,905	394	535	612	206	292	0	9,944	1,242	11,186

(注) 百万円未満を四捨五入している。合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = (前年度一般管理費 - 前年度効率化除外経費) × α × γ + 当年度効率化除外経費 + (前年度業務経費 - 前年度効率化除外経費) × β × γ + 当年度効率化除外経費)

人件費 = 基本給等 + 退職手当 + 労災保険料 + 雇用保険料 + 子ども・子育て促進基金 + 社会保険料

基本給等 = 前年度の予算額 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当 + 非常勤職員給与) × (1 + 給与改定率) + 休職者・派遣職員・継続雇用職員給与

α : 効率化係数 (97%)

β : 効率化係数 (99%)

γ : 消費物価係数 (103.0%)

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

一般管理費の効率化除外経費 : 非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、情報セキュリティ対策経費、事務所等設備法令保守経費、保険料、租税公課、租税公課、監査関連経費

業務経費の効率化除外経費 : 飼料費、肥料費、非常勤職員賃金 (法定福利費含む)、地代、出荷手数料、家畜登録等手数料、保険料、租税公課

[注記]

給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とした。

2 収支計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査等	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの 人・資源を活用 した支援・援助	計	法人共通	合計
費用の部										
経常費用	6,332	432	603	673	276	354	0	8,670	1,358	10,028
人件費	6,327	432	603	673	276	354	0	8,665	1,353	10,018
業務費	3,601	261	445	344	111	175	0	4,937	951	5,888
一般管理費	2,469	156	134	302	109	137	0	3,307	0	3,307
減価償却費	0	0	0	0	0	0	0	0	353	353
財務費用	257	16	24	26	56	41	0	421	49	470
臨時損失	5	0	0	0	0	0	0	5	5	10
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益の部										
運営費交付金収益	6,636	434	601	633	185	326	0	8,815	1,202	10,018
補助金等収益	4,352	338	521	463	116	238	0	6,029	1,080	7,109
受託収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸収入	51	1	7	77	0	25	0	162	0	162
農畜産物売払代	900	19	7	6	0	0	0	932	7	939
その他の収入	897	18	7	6	0	0	0	928	0	928
繰延運営費交付金戻入	3	1	0	0	0	0	0	4	7	11
繰延物品受贈額戻入	887	40	23	39	14	40	0	1,044	2	1,046
繰延承認受贈額戻入	0	0	0	0	41	0	0	41	3	43
賞与引当金見返に係る収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退職給付引当金見返に係る収益	231	18	23	25	7	12	0	315	57	372
臨時利益	215	17	21	23	7	11	0	294	53	347
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	304	2	▲2	▲40	▲91	▲28	0	145	▲155	▲10
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総利益	304	2	▲2	▲40	▲91	▲28	0	145	▲155	▲10

(注) 百万円未満を四捨五入している。合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 収支計画は、予算ベースで計上した。
- 当法人における賞与については、役員給与規程、職員給与規程、常勤継続職員賃金規程及び非常勤職員賃金規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
- 当法人における退職手当については、役員退職手当規程及び職員退職手当規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

3 資金計画

(単位：百万円)

区 別	全国的な改良の 推進	飼養管理の改善 等への取組	飼料作物種苗の 増殖・検査等	調査・研究及び 講習・指導	家畜改良増殖法 等に基づく事務	牛トレーサビリ ティ法に基づく 事務	センターの 人・資源を活用 した支援・援助	計	法人共通	合計
資金支出										
業務活動による支出	7,905	394	535	612	206	292	0	9,944	1,242	11,186
投資活動による支出	4,979	355	535	581	206	290	0	6,946	1,197	8,144
財務活動による支出	2,910	39	0	28	0	0	0	2,977	0	2,977
次年度への繰越金	16	0	0	3	0	1	0	21	44	65
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資金収入										
業務活動による収入	8,213	397	535	574	116	264	0	10,099	1,087	11,186
運営費交付金による収入	6,121	397	535	574	116	264	0	8,007	1,087	9,094
補助金等による収入	5,170	377	521	491	116	238	0	6,913	1,080	7,994
受託収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	51	1	7	77	0	25	0	162	0	162
投資活動による収入	900	19	7	6	0	0	0	932	7	939
施設整備費補助金による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	2,092	0	0	0	0	0	0	2,092	0	2,092

(注) 百万円未満を四捨五入しているため、合計とは端数において合致しないものがある。

[注記]

- 1 資金計画は、予算ベースで作成した。
- 2 業務活動による収入のその他の収入は、諸収入の額を計上した。

4 決算情報・セグメント情報の開示

センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や一定の事業等のまとまりごとの適正な区分に基づくセグメント情報を開示する。

5 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、行政や関係機関と連携し、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、センターが提供するデータの利用率見直しなど受益者負担の適正化を含めた新たな財源の確保等により取組を進める。

また、自己収入の増加が見込まれる場合には、第6期中期計画に定められた事業を確実に実施するとともに、情報セキュリティの強化等、センターの基盤強化につながる取組に適切に対応する。

6 保有資産の処分

保有資産については、保有資産の利用状況を調査して、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付や除去処分等を行う。

第4 短期借入金の限度額

10億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入れの遅延。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

剰余金の使途は、育種素材の導入、機械及び車両の更新・修理、施設の整備・改修、草地の整備・更新、情報セキュリティ関連システムの整備・改修、事務処理ソフトの導入等センター基盤の維持及び強化を図るために必要な経費とする。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、業務方法書に定めた事項を適正に実行する。また、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、業務運営に関する重要事項について定期的に役員会を開催して審議・報告を行い、必要に応じて牧場長会議等を開催するとともに、四半期毎に業務の進捗状況を取りまとめ、役員等によるモニタリングを実施するなどにより、各業務に関する十分な情報共有の取組を進める。

また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、内部統制監視委員会を2回以上開催し、同委員会での審議結果を踏まえた内部統制推進計画に基づき対策を実行するとともに、eラーニング等による職員教育を1回以上実施する。

さらに、業務運営の横断的な点検を行うため、監事による監査を、本所及び牧（支）場のうち6箇所で行う。

2 人材の確保・育成

人事評価が適切に実施されるよう評価者研修を含めた実施体制を整備し、人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を的確に把握することにより、適材適所の人事配置や人材育成の推進及び職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成を推進する。

また、業務の円滑な運営を図るため、家畜改良や飼養管理に関する技術、情報セキュリティ対策やデジタル化などにおけるノウハウを踏まえた採用による人材の確保や、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、農林水産省や他の独立行政法人等と連携の上、人事交流、労働安全や業務に必要な能力・技術水準を向上させるための資格取得の推進、研修等を行うことにより必要な人材の確保・育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性の登用に向けた取組を推進する。

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

4 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群等を踏まえ、情報セキュリティに関する関係規程を見直し、適切な情報セキュリティ対策を講ずるとともに、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力や、攻

撃に対する組織的対応能力の強化を図るため、新規採用時・各種研修会等において、情報セキュリティに関する教育を行うほか、標的型攻撃メールに対する訓練や自己点検、情報セキュリティ監査を行う。

また、対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、法令に基づき、個人情報の保護に取り組む。

5 環境対策・安全衛生管理の推進

化学物質・生物材料等の適正管理等により、業務活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定するなど、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用、リサイクルの促進等に積極的に取り組む。

また、職場における事故等を未然に防止するため、安全衛生管理に関する取組の推進を目的とした年間計画を策定し、この計画に沿った安全衛生施策を実施するとともに、自然災害やヒトの感染症等による緊急時の業務運営体制や対策の整備を進める。

6 施設及び設備に関する事項

第6期中期計画の達成及び安全かつ効率的な業務実施を確保するため、業務実施上の必要性や、既存施設・設備の老朽化等を勘案して、施設及び設備を計画的に整備・改修する。

7 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成11年法第103号）第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち農林水産大臣の承認を受けた金額について、棚卸資産、前払費用、長期前払費用及び預託金の経過勘定に係る会計処理に充当する。